

国内経済要録

◇農林中央金庫に対する準備預金制度の準備率設定

準備預金制度に関する法律施行令の一部改正(昭和44年9月13日政令第243号)により、農林中央金庫が準備預金制度の指定金融機関に加えられたのに伴い、本行は、農林中央金庫について次のとおり準備率を設定し、9月16日から実施した。

- (1) 定期性預金についての準備率 100分の0.25
- (2) その他の預金についての準備率 100分の0.75

ただし、昭和45年3月31日までの間、その他の預金についての準備率を100分の0.5とする。

◇外国為替銀行に対する対外ポジション改善のための売戻条件付債券買入れの実施について

本行は、9月22日、わが国国際収支の現状等にかかる、外国為替銀行のユーロ・マネー返済等による対外ポジションのいっそうの改善を図り、あわせて国際金融情勢の安定にも資する趣旨から、当面の措置として、外国為替銀行に対し、外為会計からスワップで供給される外貨資金調達に要する円資金を、次の要領の売戻条件付債券買入れにより供給することと決定した。

- (1) 対象先 甲種外国為替銀行12行
- (2) 対象債券 国債、政保債、金融債
- (3) 期間 3ヶ月(更新可能)
- (4) 利回り コール・レート(月越物)基準

◇全銀協等における歩積み両建て預金自肅措置の徹底に関する申合せ

全国銀行協会連合会、信託協会、全国相互銀行協会および信用金庫協会では、歩積み両建て預金についての現行自肅措置を徹底する旨このほど次のような内容の申合せを行ない、10月1日から実施することとなった。

(1) 拘束性預金比率の引下げ

拘束性預金比率の引下げについては、すでに全国銀行(信託勘定も同じ)では43年11月末までに目標を達成、相互銀行(最終期限44年11月末)、信用金庫(同45年11月末)では目下第2ラウンドを推進中であるが、今後はそれぞれ目標を達成した後においても、引き続

き同比率の引下げに努めることとし、少なくともこれを再び引き上げることのないようにする。

(2) 貸出金利の引下げ(いわゆる金利措置の強化)

拘束性預金の額に対応する貸出金の金利については、今回の貸出金利の年利建移行を機会にさらに引き下げるこことし、具体的には従来の日歩建自肅金利を年利に換算のうえ、原則として0.25%刻みの下方へ調整する。

(3) 約定金利総合引下げ方式の採用排除

金利措置としては、従来、上記(2)の預金対応部分貸出についての金利引下げ方式のほかに、預金拘束の対象貸出全体に対する約定金利を総合して引き下げる方式も容認されていたが、この方式による場合には本自肅措置による金利引下げが実行されているかどうか判然としないうらみがあるため、今後は極力本方式を用いないこととする。なお、やむをえずこれを採用する場合には、本方式により適用する金利の算定根拠を明示し債務者に通知する。

(4) 債務者に対する書面通知の励行

債務者に対する拘束性預金の有無およびその内容についての書面通知を励行し、さらに債務者の受領印を徵するなど通知したことを明らかにする方法を講ずる。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

変更前	9月5日以降	9月27日以降
7.75%	7.875%	8.0%

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、米ドル建輸入ユーチュンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	改訂前	9月6日以降	9月29日以降
信用状つき	10.75%	10.875%	11.0%
信用状なし	11.0	11.125	11.25